

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【平成30年度予算ベース】

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成30年度佐井村一般会計予算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 15,164 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 303,543 千円

（単位：千円）

事業名		平成30年度 予算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	96,368	69,664		1	2,496	24,207
	高齢者福祉事業	34,690			79	3,235	31,376
	児童福祉事業	64,642	17,388		30,033	1,610	15,611
	母子福祉事業	6,511	1,056			510	4,945
	小 計	202,211	88,108	0	30,113	7,851	76,139
社会 保険	国民健康保険特別会計繰出金	27,305	14,579			1,189	11,537
	介護保険特別会計繰出金	41,742	706			3,835	37,201
	後期高齢者医療特別会計繰出金	10,834	7,471			314	3,049
	小 計	79,881	22,756	0	0	5,338	51,787
保健 衛生	疾病予防対策事業	8,746			120	806	7,820
	健康増進対策事業	12,705	201			1,169	11,335
	小 計	21,451	201	0	120	1,975	19,155
合 計		303,543	111,065	0	30,233	15,164	147,081

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。